

## 栄東まちづくり協議会 10月協議会 議事録

日 時：2024年10月3日（木）18:00～20:15 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：野田、田端、辻本、谷澤、近藤、江口、小澤、池田、渡邊、山岡、鈴木、西内（只井代理）

### ●定足数及び議事録署名人の確認

13人中12人の出席で栄東まちづくり協議会規約第10条第2項の規定（在籍委員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は辻本副会長と池田委員とする。

### ■議題

#### 1. 防災事業 防災・防犯講習会の実施について

防災・防犯講習会の実施について資料の通り説明した。

<審議事項> 防災・防犯講習会の実施について、資料記載の役割に基づき経費を支出することが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- ・前回実施した際の課題について何か改善策等を考えているか。昨年度と全く同じ内容となるのか。  
→今後開催される実行委員会の中で、昨年度の反省点・事業評価での意見を踏まえた改善策や実施する内容が検討されることとなる。
- ・今年の初めに実施した講習会の課題を踏まえて、より良いものにできるような実行委員会にしていきたい。

#### 2. 街路灯整備事業 街路灯の整備について

街路灯の整備について資料の通り説明した。

<審議事項> 街路灯の整備について、資料記載の整備場所に基づき、予算の範囲内で入札を実施することが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- ・整備場所の変更箇所について、各町内会長は了解しているという理解でよいか。  
→その通りである。
- ・栄4丁目の整備の際はこのような地先からの変更要望はなかったが、今回は要望が多く出てきた。今後の整備の際にも、各町内会長に地先確認をしっかりとやっていただくように念押ししたい。
- ・以前に町内会長として地先確認に対応した際に、地先から取り付ける同意の書面があった記憶があるが、現在はどうか。  
→2021年度以前のやり方は正確に把握していないが、2022年度以降は2段階で地先

- の意向確認を行っている。まず、夏頃に対面・口頭又は書面で地先に建柱位置の説明とその位置に係る意向を確認している。そこで確定した整備場所で入札を実施した後、新設位置については、中土木事務所に提出する書面として、年末頃に地先に同意書に署名いただき、その際に施工業者名と設置期間を通知している。確認方法が書面の地先であれば、多い場合は夏頃と年末頃に計2回書面を取り付けている。
- ・地先は変わる可能性があるため、後々トラブルが無いよう、書面で残せるものは残しておいた方がよい。

### 3. 公園整備・活用事業について

公園整備・活用事業について資料の通り説明した。

**<審議事項>** 公園整備・活用事業について、資料記載の案を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- ・池田公園トイレの床塗装の修繕工事は建替え時の設計・施工業者に見積もりを取っているのか。
  - 2020年度のトイレ建替え時の設計・施工業者に見積もり徴取をしている。建替え時の仕様を把握していることと、今回修繕対象になっている床塗装については、建替えの翌年度に変色が発生し、原因の調査のうえ修繕を実施したり、その後も施工業者の無償修理も含めて毎年度何らかの修繕工事を行っており、その過程も把握していること、また、塗装が剥がれないような施工方法を都度検討のうえ修繕を実施していることを踏まえ、合理的ではないかと判断し見積もり徴取先とした。
- ・毎年塗装が剥がれるのは施工業者の施工不良ではないのか。責任を取ってそうならないような修繕工事を相談してはどうか。
  - 塗装剥がれの発生場所は同じではないものの、毎年塗装が剥がれる理由について建替え時の設計・施工業者に確認したところ、毎日水をかける清掃にも耐えうる塗装の仕様で設計も施工もしているとの回答であった。
- ・トイレの床は樹脂のようなものだと思うが、建替え時のその仕様がまずかったのではないか。メーカー責任のようなもので対処してもらえないのか。
  - 当時の設計や施工に問題があったのではないかという意見は以前から出ており、その内容も業者には伝えている。清掃の仕様も把握したうえで、屋外のトイレとして耐えうる設計と施工をしているという回答があり、塗装の端部等弱い部分から不備が発生しているのではないかと思われる箇所については、定期的に補修をする対処をしていくものであるという見解である。
- ・違う業者に聞いてはどうか。公園のトイレに使う床材として、今の塗装以外に何かあるのか等を専門の業者に相談したらどうか。
  - 男子トイレの床塗装の応急処置は進めつつ、同時並行で、複数業者へより適切な仕様及び費用の調査を進める。

#### 4. 2025 年度実施事業に係る地域要望について

2025 年度実施事業に係る地域要望について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 2025 年度実施事業に係る地域要望について、資料記載の実施方法により、各地域団体へ取りまとめを依頼することが全員一致で承認された。

(質問、意見) なし

#### ■報告事項

##### 1. 事業評価（第一次）について

事業評価（第一次）について資料の通り報告した。

(質問、意見) なし

##### 2. 街路灯整備事業について

街路灯整備事業について資料の通り報告した。また、街路灯の保険に係る調査結果を以下の通り報告した。

#### 【街路灯の保険について】

2024 年 6 月協議会（報告事項 1）で保険商品について質問があり、より良い保険商品について複数の保険代理店及び保険商品を調査した結果は以下の通りであった。

- ・街路灯が人や物に損害を与えた場合に補償をするための「賠償責任保険」は、本数が保険料算出の根拠となり、街路灯の設置時期（新旧）で保険料の単価は変わらない。
- ・「当て逃げ等による修繕費用を補償するような保険商品」については、「動産保険」又は「火災保険」が該当する商品として提案されたが、「①街路灯の法定耐用年数である 10 年以内のもののみが補償対象となるため、既設街路灯 140 本及び新設街路灯 226 本も設置後 10 年を経過した 2027 年度から順次補償対象外となること」と、「②補償金額を仮に 1 本 70 万円（設置時の工事費を除いた金額）に設定した場合、新設街路灯 226 本で見積もると年間の保険料が 240～280 万円となる」ため、全ての街路灯が補償対象とならないことと年間の当て逃げ及び修繕発生件数と保険料を勘案した結果、保険加入は合理的ではない。

(質問、意見及び回答)

#### 【街路灯の撤去について】

- ・町内会のエリア外にその町内会の識別表記が付いている街路灯が設置されている箇所が複数ある。補助金がなくなり街路灯の所有が町内会に戻った場合にも関係する、識別表記を基にした町内会別の経費の概算を見ると、現在の本数では、年間の町内会費の収入を街路灯の経費が上回る。また、栄 4 丁目は街路灯が多く、間引いて栄 5 丁目へ移設してはどうかという案が出ていることもあり、町内会エリア外にある街路灯は

撤去したいと考えている。道を明るくすることが目的の街路灯であるところ、撤去することに問題があるかを行政委員に確認したい。

- ・街路灯の撤去を止める理由はない。名古屋市が設置する道路照明については、幹線道路以外の生活区域の道路は交差点を照らすことが基本の考え方であるところ、防犯灯は町内会・商店街等により歩道上を明るくするためにプラスアルファとして設置していただいているものであるためである。

#### 【街路灯の識別表記と町内会のエリアのずれ等について】

- ・町内会のエリア外にその町内会の識別表記がついた街路灯があるのは、広告主を探してきたり、その広告収入が入る町内会の識別表記を付けてきた経緯があるからである。
- ・町内会のエリアの境界が重複している地点（西瓦町発展会と老松第6町内会の境界。NK25、OR1）は、どちらの町内会が町内会費をもらっているかを確認して分ければよいと思う。どこの町内会のエリアにも入っていない地点（武平通の南武平町南部と老松第3町内会の境界）は、各町内会でそれぞれ町内会加入の働きかけをしてもらい、入った方の町内会の識別表記とし、もしどちらにも入らない場合は街路灯は設置しないということにせざるを得ないのではないかと思う。
- ・街路灯はその地域・場所を明るくすることが目的のため、そこに街路灯が必要かどうかという観点で設置の可否は判断しなければならない。
- ・現時点でどの町内会にも入っていないエリアについて、それを理由に街路灯は設置しないという議論はいかがなものか。
- ・今決めた方がよいルールは、万が一協議会がなくなった場合にどこの町内会に属することになるかのルールであり、実際に電気料金を払うか、また払わない場合は撤去するのはその次に決めることである。
- ・街路灯は現時点では協議会の所有で、町内会の経費負担はないため、今は町内会に戻った時のことまで考えて決めなくてもよいのではないかという意見があるが、後のことを考えると今のうちにやっておいた方がよいと思う。
- ・これから整備する街路灯のうち、属する町内会が事務局で判別できない8本の判別については、当該町内会の話し合いで決めるのではなく、地域全体で一つの基準を作り、その基準に基づいて同じ対応で分けてほしい。電気料金の支払い等、後々トラブルにならないよう、その基準を協議会の中で記録に残していく必要がある。その時話し合った当事者は分かるが、どういった話し合いをしたかが後に分からなくなった場合、後世に遺恨を残すことになる。
- ・道路を挟んで町内会が違う場合のルール作りについては、片側にしか歩道がない場合は歩道がある町内会だけに属するというのもおかしいと思う。境界の町内会で折半するのが一般的ではないか。
- ・栄東発展会において、当該町内会同士での話し合いなのか、全体のルール作りをするのかも含め、どういった決め方をするか話し合い、その記録を残すようにする。

#### 【電気料金について】

- ・新設街路灯の電気料金について、以前広告主として払っていた当時は毎月950円程だったと記憶しているが、資料では1,500円程となっているのはなぜか。

→2024年7月の実績が月1,562円/本であり、燃料調整費や再生可能エネルギー発電促進賦課金も含め、電気料金が値上がりしているためである。

### 3. 地域活性化事業 イルミネーションイベントの実施について

イルミネーションイベントの実施について資料の通り報告した。

(質問、意見) なし

### 4. 調査研究事業について

調査研究事業について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答)

- ・調査結果について、実行委員会からも別途報告はあるのか。

→この度報告した調査結果の概要は、次年度の事業の予算案編成時の参考とできるよう急ぎで10月協議会で報告したものであり、集約・分析の時間の関係で、まだ実行委員会内でも共有していないものである。また、先週実行委員会を開催し、地域への結果の報告の方法についても検討したが、まだ決まっていないため、逆にどのような形での報告がいいかご要望いただければ、それを踏まえ、必要な分析・集計や場の調整はできるのではないかと考えている。

- ・時間とコストをかけて調査した結果のため、それに見合った成果を上げ、意義あるものにしてほしい。栄東発展会としては、浮き彫りとなった環境美化や治安の問題、イメージの悪さにこれからどう対応していくかという事が話し合いにつながっていくと思う。この結果をどう活かすかまでをやるのがこの事業の本意だと思うため、実行委員会の中でしっかりやっていただき、その結果を各地域団体へ報告してほしい。

→実行委員会の役割について再確認となるが、昨年度2024年3月に準備委員会立ち上げ時から主に調査項目(設問内容)を検討することを役割としており、調査結果を踏まえた次年度以降の取り組みを考えるのは各地域団体である。今の実行委員会あくまで設問内容を地域に合った調査になるように検討する役割で集まったものであるが、更に深掘りをしたり、その後のアクションを提案するところまでを実行委員会がすべきだというのがあれば、それができるのかも含めて検討していただければと思う。

なお、これからどうしていくかについては、「報告事項1(第一次事業評価)」で報告しているとおおり、栄東発展会より「来年度掘り下げて皆で勉強する」という改善策を出していただいているためご参考いただきたい。

- ・深掘りや勉強するには、この事業について実行委員会からきちんと説明がないと話し合いもできない。実行委員長か各会の実行委員になるのかは知らないが、しっかりとした説明のもと、これを今後どうするかも含め、各地域団体で話し合うということによいか。

→はい。

- ・せっかくここまでやってもらって、この結果を見て各地域団体で自由にやってくださ

いというだけでは何か物足りないと思う。

- ・ 実行委員会設立後に色々な提案があったが、そういった権限がないという意見が出たため、これからどうするかという部分は提案せずに、調査だけとなっている経緯がある。
- ・ 権限がないと言った意味は、勝手に自分たちのテーマを決めてやっていくことがおかしいと言ったまでである。協議会では地域全体の調査をするということで承認された事項について、知らないうちに実行委員会で飲食店・女子大小路を中心とした調査研究事業に変わっていったため、それについてそんな権限があるのかと意見した次第である。
- ・ 調査結果は、予想通りの部分もあるが、この地域のイメージは一応分かったため、それをどのように変えていくのか、何を発信するのか、どんな活動をするのかを皆で話し合って今後決めていけば良い。

また、調査結果で出たこの街に必要なこととして要望があった「環境美化」については、今やっている事業（街をきれいにする活動）が的を射ていることも分かった。

「イメージをよくすること」については、何がこの街の魅力なのかの深掘りや効果的な発信方法について皆で検討すればよい方法が出てくると思う。

- ・ 当初のスケジュールの中に来年度の予算案の中に入れると書いてあるが、その方向で進めていくことに変わりないのか。各地域団体で要望を出し、地域 3 団体でまとめたことを協議会で最終的にどうするのかを決定するということがよいか。

→今年度の調査研究事業のスケジュールは次年度“以降”と記載しているまでであり、来年度必ず何かをしなければいけないということではない。10 月協議会で結果の概要を報告したのは、来年度に経費を支出して何かをする場合の予算措置に間に合うようにスケジュールを立てたまでである。なお、実行委員会の検討の中でも、経費をかけずに来年度に深掘り・勉強してはどうかという案も出たことを、実行委員会の役割を超える部分になるかもしれないが補足する。

## ■その他

### 1. 次回協議会の日程について

次回協議会は 11 月 7 日（木）18:00 より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

以上